

学校いじめ防止基本方針

新潟市立小合小学校

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布，同年9月28日施行）の施行に伴い，新潟市立小合小学校では，この法律の趣旨を踏まえて校内体制を整備し，「いじめ防止対策」を推進する。

I 「いじめ」の定義（文部科学省）

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

II 「いじめ防止対策」の基本的な考え

「いじめ」を重大な人権侵害・犯罪行為ととらえ，「いじめ」は人間として絶対に許されない，また，どこの学校でも，どの学年・学級でも，どの子どもにも起こりうるという認識に立ち，「いじめ」の防止，早期発見に努め，解決に向けて迅速かつ有効な対応を組織的に進める。

どの子も安心・安全に過ごせる学校を不断に追求する

- 1 「いじめを絶対に許さない」「いじめの起きない」学校づくり，風土づくりに計画的・組織的に取り組む。
- 2 「いじめは絶対に許されない」「重篤ないじめは，暴力や犯罪である」という強い認識をもたせる指導を徹底する。
- 3 子どもが安心して活動できる規律正しい集団を築き，子ども一人一人の自己有用感・自己存在感の滋養に努める。
- 4 保護者，地域との信頼関係を強固に築き，地域全体で子どもの健全育成を図り，いじめのない社会の実現を目指す。
- 5 いじめの早期発見と，迅速な対応に努める。
- 6 いじめられている子どもの気持ちに寄り添い，守る。
- 7 いじめを加害者，被害者，傍観者・観衆，保護者・大人の4局面でとらえ，関係者が役割を果たし，一体となって解決に取り組む。
- 8 いじめの解決に向けては，組織的な対応をとり，関係機関・専門機関と連携して対応する。

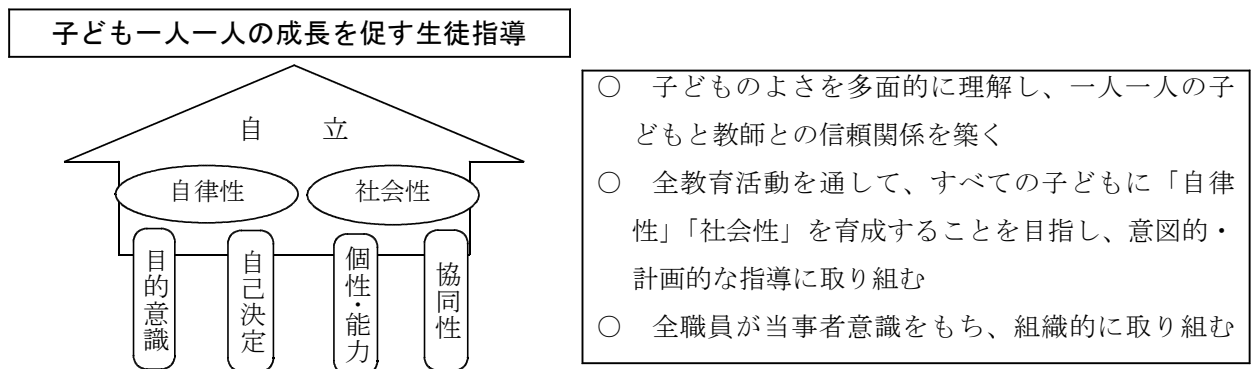
Ⅲ いじめ防止に向けて

1 教職員の姿勢

すべての子どもは、かけがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。小合小学校職員は、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害である」ことを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるように、保護者、地域とともにいじめ防止と早期発見に徹底して取り組む。

2 いじめの未然防止【いじめを生まない人間関係・学校風土づくり】

- (1) 規律ある集団づくり どの子ども正しい姿勢，だれにでも自分からあいさつ
5分前行動，ほかほか言葉，TPOを意識した言動
- (2) 学力向上 どの子どもわかる授業・どの子どもできる授業
新潟市の推進する授業づくり
ユニバーサルデザインに基づく授業づくり
- (3) 自己有用感 どの子ども活躍の場があり，認められていると実感・納得できる
教育活動の推進
学級活動，児童会活動，異年齢集団によるあおぞら班活動
- (4) 保護者・地域との協力体制の整備
愛さつ運動，クリーン作戦，地域防災訓練，PTA活動，きらめき運動，
- (5) 人権感覚の育成 いじめ・差別につながる言動を許さない意識の醸成
全校一斉道徳授業



3 いじめの早期発見【いじめは観ようとしなければ見えない】

- (1) 日常の観察と細やかな情報の交換と共有（全職員）
- (2) こまめな記録の積み重ね（担任）
- (3) アンケート等の活用
 - ①児童の生活学習アンケート（6・12月）
 - ②保護者，関係者アンケート（7・12月）
 - ③いじめアンケート（5・7・10・12・3月）
- (4) 教育相談体制の充実（全校児童対象 5・1月）
- (5) 子どもを語る会（5・1月）
- (6) 保護者や地域，関係団体からの情報収集
スポーツ少年団等での人間関係の把握

4 いじめ解決への対応【いじめを認識したら、方針を決め、組織的に対応する】

